

国の「新行革推進指針」と 本町の行財政改革について



問 地方公共団体においては、これまでも積極的に行政改革の推進に努めてきたが、その進捗状況は国民の厳しい視線を向けられており、これらの状況を改めて認識の上更なる改革を進めていくことが必要と思う。

総務省は昨年3月、地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針を策定し、全国の地方公共団体に通知したと伺っている。

指針では住民と協働し、首長のリーダーシップのもとに危機意識と改革意欲を、首長と職員が共有して取り組んでいくことが求められている。

さらに指針では、平成17年度からおおむね平成21年度までの5年間の具体的な取り組みを明示した集中改革プランを策定し本年度中に公表することを求めているようであるが、平成17年度に合併を行う予定である

市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ適切に対応することとなっているようである。

従って、本町はこれに該当するため今後において取り組みにかかるとも思慮されるが、本町としてもこれまで積極的に行政改革に取り組んできており、指針に示された各項目が本町の行革大綱の実施事項に重複している部分もあり、既

に実施中のもの、現在検討中のもも含まれているやに見受けられる。

本町としてはこの指針をどう受けとめ、どう対応されるのか町長の所見を伺う。

町長

国の地方分権改革、規制緩和、三位一体の改革など、刻々と変化する行政課題に対応し、新たな行政改革大綱及び推進計画を策定するため、昨年5月に「幕別町行政改革推進本部」

を設置した。

現在、策定作業を進めている新たな行政改革大綱の基本的な考えとして、次の4つの視点から事務事業全般の見直しを行っている。

①「行政の公平性・効率性の追求」

行政サービスの公平性を図るため、適正な受益者負担を原則とし、効率的な財政運営を図る。

②「住民と行政の協働による改革の推進」

住民・地域、ボランティア、NPO等の町政への参画と地域の自立を尊重した住民との協働体制を推進する。

③「新しい公共空間の形成の推進」

指定管理者制度の導入など「公と民」の役割分担の明確化と協働の視点で「新しい公共空間」の形成による公共サービスの質の向上を図る。

④「地方分権への対応」
地方分権一括法の施行と

道州制の推進を踏まえ、これに対応する組織機構・行政システムの構築を図る。これら4つの視点から見直しをすることで、国が示した、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針と整合性を図り、一層の効率的な財政運営を行い、住民サービスの向上に努めたい。



役場2階から1階に移動した商工観光課

※一般質問の質問内容及び答弁内容は要約してあります。